

検察審査会の謎を解明せよ

検察審査会調査報告書

平成23年2月9日

検察審査会の疑惑を究明する市民と国会議員の会

参議院議員 森 ゆうこ

三権分立

公権力の行使から基本的人権を守るため
権力の分散、チェック&バランス

検察審査会は三権のどれにも属さない。
憲法違反？第四権力？
密室で決定する「起訴」という強力な
公権力の行使。
誰も責任を負わない。

立法

憲法上の独立機関

会計検査院

日本国憲法 第90条

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

会計検査院法 第1条

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

会計検査院法 第20条

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

司法

行政



検察審査会

検察審査会法第3条
独立してその職務を行う

検察 (準司法)

所轄：法務大臣

公正取引委員会

所轄：内閣総理大臣

事務局

職員：裁判所事務官出向
予算：裁判所管理

東京第五検察審査会 平均年齢の奇々怪々

一人足し忘れ **30.9 歳 (10月4日)**
 再度計算 **33.91歳 (10月12日)**
 就任日→議決日に変更 **34.55歳 (10月13日)** 1回目と全く同じ

10/20 朝日新聞朝刊特集記事 検察審 若すぎると言われても ■主な議決検察審査員の平均年齢 (議決日時点)

	最終議決日	事件	審査会名	年齢		
				1回目	2回目	平均
①	2010/1/27	明石歩道橋事故	神戸第二	53	42	47.5
②	2010/3/27	JR宝塚線脱線事故	神戸第一	47	42	44.5
③	2010/7/1	未公開株をもちかけた詐欺事件	那覇	36.9	36.2	36.55
④	2010/4/21	鳩山由紀夫氏の偽装献金事件	東京第四	52.36		52.36
⑤	2010/9/14	小沢氏の虚偽記載事件(04/05年分)	東京第五	34.55	34.55	34.55
⑥	2010/7/15	小沢氏の虚偽記載事件(07年分)	東京第一	50		50
全平均						42.9
沖縄・東京第五除く平均						47.7

異様に若い平均年齢34.55歳 有権者平均年齢50.2歳 検察審査会平均年齢42.9歳

全く別の審査員が小数点以下第2位まで同じ→確率上限りなく0に近い？

審査員は無作為に選定されたのか？

審査員は本当に存在したのか？

審査会は本当に開催されたのか？

幽霊審査会ではないのか?????



審査員選定くじ引きソフトを調査

11月8日

くじ引きデモンストレーション（ダミーデータ） 実施の際、保守点検業者より“江戸時代生まれの 人が紛れ込んでいた”との報告があった。

なぜ江戸時代生まれの人が紛れ込んでいたのか？

11月24日ようやく回答（最高裁）

- 生年月日が1600年代の名簿が存在した理由

選挙管理委員会が名簿調製プログラムに取り込むデータを直接入力する方法により作成したところ、候補者予定者のうち1名の生年月日を誤って入力してしまい結果として生年月日が1600年代の候補者予定者が記載された名簿が調製された。

- 手入力で作成されたのか？

検察審査員候補者予定者名簿の作成方法は2つ。

1つは既存の住基システムからデータを取り出し名簿調製プログラムの各機能を利用して自動で候補者予定者名簿ファイルを調製する方法。

2つめとして、名簿調製プログラムと同時に配布されている入力編集用のソフトウェアを用いて直接名簿データを入力して候補者予定者名簿ファイルを調製する方法がある。

※何れの方法をとるかは、各市区町村の選挙管理委員会の判断に委ねられている。

審査員くじ引きソフトは欠陥だらけ

【今までにかかった費用】

検察審査員候補者名簿管理システム開発及び開発監理支援費用 ¥52,815,000+保守費用

総合計約 ¥60,000,000-

【怪しい選考方法】 ← 実験で証明しました

- 簡単に恣意的操作ができ、当選させたい人以外は簡単に除外する事が出来る。
- 証拠が残らない。→ 施行令9条違反
- 自治体から送られてきた名簿とは別に、新たに候補者名簿を登録することも出来る。

- ① 「裁判員候補者名簿管理システム」と「検察審査員候補者名簿管理システム」を同一のパソコン上で運用。
(恣意的判断等が入る余地が存在し、セキュリティ・ホールとなり、障害発生によるクラッシュ等の事故、人為的なデータ改竄の余地がある)
- ② 候補者への郵送通知、名簿作成、候補者への郵便、電話対応などのオペレーション・センター業務が民間委託。
(民間業者が、名簿を元に審査員のメンバーを類推可能。また悪意があれば、恣意的に特定の候補者を検察審査員として選定出来る。)
- ③ 開発監理支援業務競争入札には1社だけ。
(調達方法に関し落札率も含めて疑問)
- ④ ソフト開発時期に並行し、「裁判員候補者名簿管理システム」が発注。
(高率な落札率と共に一社入札、随意契約がなされており、調達方法に疑問)
- ⑤ 作業は「第三者委託禁止」であるのに外部開発委託している記述がある。
(ソフトには様々な悪意のある仕掛けを巧妙に潜ませることが可能)

東京第5検察審査会 小沢一郎民主党元代表についての審査の経過

最高裁経由提出資料

【審査事件票】

最高裁通達により、各審査会の前月分開催状況を毎月15日までに提出。年ごとの通し番号がある。

当初の情報公開請求では、黒塗りでほとんど解読不能であったが後にマスキングを外した。

*当初、通達により第2段階の審査事件票はないと提出を拒否。後に作成して提出（12/27）

【宣誓書】及び【宣誓録】

検察審査員及び審査補充員が就任直後の審査会で提出するもの。署名部分マスキング。

@iponfan氏の情報開示請求に対して2010/11/28に開示したものは、議決に参加した11人分の宣誓書。残りは1/27に提出。その結果それぞれ2群と3群の審査員1名、審査補充員1名計4名が一度も出席していない（宣誓書未提出）ことがわかった。

【補欠の審査員、臨時に職務を行う者の選定録】（臨時選定録）

@iponfan氏の情報開示請求に対して2010/11/28に提出した。しかし、森への開示は1週間にわたり頑強に拒否。結局1/27に提出。

審査会当日に審査員が欠席した場合、審査補充員から臨時に審査員を選定。その選定記録。

ほとんどマスキングかけられているが、臨時審査員が何人いたかはわかる。

尚、出席要請は審査員11人、審査補充員11人の計22人に対して毎回行われる。

【支出負担行為即支出決議書】（審査補助員＝吉田繁寛弁護士への日当、旅費支払資料）

日当31,600円、旅費320円（往復1日分）が8日分支払われたことがわかる。

審査員は4群に分けられた各審査員候補者名簿（各100人）から選出される

1群	審査員5人	審査補充員5人	任期	2/1～7/31
2群	審査員6人	審査補充員6人	任期	5/1～10/31
3群	審査員5人	審査補充員5人	任期	8/1～1/31
4群	審査員6人	審査補充員6人	任期	11/1～4/30

第1段階の審査会

申し立て受理（申立人の資格は不明） 平成22年2月12日

審査期間 平成22年3月9日から4月27日（起訴相当議決）

審査会回数 8回

審査補助員（弁護士）出頭回数 6回

審査員＋審査補充員 1群（5＋5）2群（6＋6）

第2段階の審査会

受理 平成22年5月21日

審査期間 平成22年7月13日から9月14日（起訴議決）

議決書作成 10月4日

審査会開催回数 7回＋1回（議決書作成） 計8回

審査補助員（弁護士）出頭回数 7回＋1回（議決書作成） 計8回

東京地検担当検事出頭回数 1回（期日不明）

審査員＋審査補充員 1群（5＋5）2群（6＋6） 2群（6＋6）3群（5＋5）

起訴議決を行った第2段階の審査会について

最高裁提出資料などから判明。

7月の開催日	2回	7/13（火）、？	1群と2群
8月の開催日	3回	8/4（水）、？、？	2群と3群
9月の開催日	2回	9/14（火）、？	2群と3群
10月の開催日	1回	10/4（火）	2群と3群

- 7月に2回会議を行い、8月4日に半数が入れ替わった。入れ替わってから4回目か5回目で議決。
- 議決を行った2群と3群の審査員と審査補充員計**22名**のうち一度も出席しなかった者が審査員、補充員の各2名、計4名いた。
- 毎回**2人から4人の審査員が欠席**。その都度、審査補充員が臨時の審査員として選定された。正規の審査員全員が出席した会議は一度もない。
- 議決を行った9月14日は審査員2名が欠席。
- 議決書作成日に署名、押印した10月4日は審査員3名が欠席。
- つまり、議決した11人と、議決書に署名、押印した**11名は同一ではない**。
- 2月7日、最高裁は「臨時選定録」の順序を変更。議決した11名と署名した11名は同一であると主張。

議決は無効である

- 検察審査会法第41条の6第2項の規定により、「起訴議決」をするときは、あらかじめ、検察官が出頭して説明を行わなければならない。しかし、担当の東京地検特捜部齋藤隆博副部長（当時）が『これから東京第五検察審査会へ説明に行く』と知人に語ったのは9月下旬であった。
- 検察審査会法は議決した審査員と議決書に署名押印する審査員が同一でないことを想定していない。議決に参加していない審査員が署名押印した議決書は、法令上も、社会通念上も明らかに無効である。
- 最高裁は一度開示した「臨時選定録」の順序を変えて9月14日と10月4日の出席者は同じであると強弁している。最高裁の説明が正しいことを証明するのは簡単である。「臨時選定録」の「日付」のマスキングを外せばよいのだ。
- 2群6名と3群5名の審査員11名が出席してはじめて審査会が成立する。しかし、「起訴議決」に参加した審査員の「宣誓書」は2群5名分と3群6名分である。これは臨時に選定する検察審査員はそれぞれの属する群から選定しなければならないという法第13条第1項、法第18条の2第2項で規定された基本的考え方に違反する。

裁判所、検察、検察審査会は情報を開示せよ

- 一度も出席したことがない審査員、審査補充員が4人もいるのに、補欠の選定を行っていない。まったくでたらめな運営が行われていたのではないか。
- 審査員等への旅費支出文書は裁判所が管理していることがわかった。裁判所が管理する予算に関する文書は非公開ではない。速やかに開示して「幽霊審査会」の疑惑を晴らすべきである。
- 審査員の名簿は文書郵送などの委託を受けた民間業者ですら持っている。なぜ国政調査権を有する国会議員に開示出来ないのか。不都合な真実があるのではないか。
- 検察官の出頭日時は特に議決書の有効性が問われる情報である。速やかに開示すべきである。また、証拠書類のねつ造が許されないのは、当然のことである。
- 平均年齢の奇々怪々。謎は調査の結果、更に深まった。すべては、9月14日に無理やり議決したことによるのではないか。

ねつ造はマスコミ？ 検察審査会？

何故、大手マスコミの報道と提出された資料によって分かったことがこうも違うのだろう

全て秘密のはずの検察審査会。しかし、「審査会関係者の話で明らかになった」という詳細な記事を読売と朝日が報道。ほとんど同じ内容もある。

[朝日10/5夕]

当時の11人のメンバー全員が7月末で任期を終えるのを待って、8月からの新メンバーで2回目の審査が始まった。
→実際には旧メンバーのいる7月13日からスタート。

[読売] 9月に入ってからは、平日に頻繁に集まり審査を行った。

[朝日] 9月に入り、仕事や家事の都合をやり繰りして、頻繁に集まった。

→9月は2回しか開催していない。そして9月14日が議決日

[読] この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員から「議論は煮詰まった」との声が上がり、議決を出すことになった。

→予定されてもいないのに、何故、審査中に突然議決を提案したのだろうか。半数が入れ替わってからわずか4回目（5回目）。審査員が全員出席した回はない。しかも、正規の審査員4人が欠席した回もある。それで「議論は煮詰まった」と本当に言うのだろうか。「議論が煮詰まった」のなら、何故、議決書作成に20日も要したのだろうか。

[読] 議決の後、「こんな日になっちゃたね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

[朝] 多数決を取ったのは午後3時ごろ。中略「こんな日になっちゃたね」との声が審査員から漏れた。

[読] 9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。

[朝] 特捜部の斎藤隆弘副部長も呼び出した。

→議決後の9月下旬に出頭したと知人に語っていた斎藤検事が出張記録を出すか、検察審査会が会議録を出さなければ、議決が有効だと証明できない。

[朝] その後は議決書の作成に移り、審査のペースも隔週に落ち着いた。最終的な議決書を吉田弁護士が示した4日、全員が納得して署名し散会した。

→9月の開催は議決日を除けば1回。あとは、10月4日の議決書作成日。

9月8日（起訴議決6日前）の5大新聞は、全て同じ内容。『なかなか決まらなかった審査補助員がようやく決まり今後議論が本格化』実際は7月13日にすでに審査会は始まっていた。